

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための
基本的な方針」フォローアップとりまとめ（案）

令和 6 年〇月〇日
日本語教育推進会議

令和元年 6 月 28 日に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和 2 年 6 月 23 日に閣議決定され、これまで各省庁や地方公共団体、事業主や関係団体等により、様々な日本語教育に関する取組が行われている。

この間、日本語教育に関連する国内外の重要な動向として、以下の点が挙げられる。

・新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、我が国に入国できない外国人留学生が増加したことから、ウィズコロナ対応として、入国が困難な外国人留学生への日本語教育環境を構築するため、オンラインを活用した日本語教育の実践・実証を推進した。

・基本方針において検討事項とされた、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備につき、令和 5 年 6 月 2 日に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下「日本語教育機関認定法」という。）が公布され、令和 6 年 4 月より施行されることとなった。日本語教育推進会議においては、本法律の制定に先立ち、令和 4 年 12 月 8 日に「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」を決定し、認定日本語教育機関及び登録日本語教員の活用を強力に推進することとしている。

・令和 5 年 11 月 30 日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」報告書がとりまとめられるとともに、令和 6 年 2 月 9 日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定され、同 3 月 15 日に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたところである。

これらの動向も踏まえ、日本語教育推進会議においては、下記のとおり、基本

方針及び「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」に記載された主な事項につき、これまでの取組状況やその成果及び課題等について、フォローアップを行った（各事項に対する詳細な取組状況等については、別添1のとおり記載）。各省庁や地方公共団体、事業主や関係団体等においては、本フォローアップを参考としつつ、今後の一層の取組推進や、新たな施策の展開に向けた積極的な検討を期待するものである。

なお、本フォローアップの策定にあたっては、日本語教育推進関係者会議の意見を聴取したところであり、その主な意見は別添2のとおりである。

1 日本語教育に関する全般的な状況

○令和5年6月末現在における中長期在留者数¹は293万9,051人、特別永住者数は28万4,807人で、これらを合わせた在留外国人数は322万3,858人となり、前年末（307万5,213人）に比べ、14万8,645人（4.8%）増加した。

在留資格別では、「永住者」が最も多く、次いで、「技能実習」²、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「特別永住者」の地位をもって在留する者となっている。

- (1) 永住者 880,178人 (+16,242人)
- (2) 技能実習 358,159人 (+33,219人)
- (3) 技術・人文知識・国際業務 346,116人 (+34,155人)
- (4) 留学 305,916人 (+5,278人)
- (5) 特別永住者 284,807人 (-4,173人)

○外国人労働者数は令和5年10月末時点で2,048,675人となり、前年比225,950人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新した。対前年増加率は12.4%と、前年の5.5%から6.9ポイント上昇している。また、外国人を雇用する事業所数は318,775所で、前年比19,985所増加し、届出義務

¹ 「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)までのいずれにも当てはまらない人をいう。なお、次の(5)及び(6)に該当する人も中長期在留者には含まれない。

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された人
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方）
- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格を有しない人

² 技能実習は在留資格「技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロ」の合算。

化以降、過去最多を更新した。対前年増加率は 6.7%と、前年の 4.8%から 1.9ポイント上昇している。

○第 12 回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和 4 年 6 月 14 日）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定され³、目指すべき外国人との共生社会のビジョンを実現するための中長期的な課題の一つとして「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」が掲げられており、日本語教育等の機会提供、ライフステージに応じた体系的な日本語学習、日本語教育の質の向上等についてフォローアップがされることとなっている。

2 国内における日本語教育の機会の拡充

<国内の日本語教育の状況>

○国内の日本語学習者数は令和元年度に 277,857 人となった後、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、一時的に減少したが、令和 4 年度には 219,808 人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。

また、日本語教育実施機関数は令和元年度の 2,542 か所から令和 4 年度の 2,764 か所となり増加傾向にあるほか、日本語教師数は令和元年度の 46,411 人から新型コロナウイルス感染症に伴う減少を経て、令和 4 年度には 44,030 人となるなど、回復傾向にある。

<外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育>

○令和 4 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日までの 1 年間で、海外に 1 年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、7,961 人となっている。公立学校に在籍する外国人児童生徒は同年 5 月 1 日現在 12 万人となっているほか、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、3 年 5 月 1 日現在 4 万 7,619 人となっている。さらに、令和 4 年度に実施した学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する調査では、前回調査と比べ減少しているものの、8,183 人の外国人の子供が不就学の可能性があることがわかり、課題となっている。

○文部科学省においては、以下のような施策に取り組んでいる。

³ 直近では、第 16 回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和 5 年 6 月 9 日）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）」とともに「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和 5 年度一部変更）」が決定された。

1. 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知
2. 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施（外国人の子供の就学促進事業）
3. 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（義務教育段階：平成26年4月から、高等学校段階：令和5年4月から）
4. 公立義務教育諸学校の教員定数について、平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとすることとし（いわゆる基礎定数化）、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に改善
5. 受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
6. 教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育の中核を担う教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導法等を主な内容とした指導者養成研修を実施
7. 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL⁴対話型アセスメント～DLA⁵～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
8. 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」の開発・普及
9. 教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施

⁴ JSL（Japanese as a Second Language）：第2言語としての日本語

⁵ DLA（Dialogic Language Assessment）：対話型アセスメント

10. 外国人児童生徒等の教育に携わる教員・支援者等の研修に資する動画及び来日直後等の外国人児童生徒・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開

11. 「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」と「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」の作成・普及

<外国人留学生等に対する日本語教育>

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人留学生の数は、令和4年5月1日時点で前年より1万1,298人減の23万1,146人となっている。文部科学省においては、コロナ禍で大きく停滞した国際的な学生交流を立て直すための今後の政策の方向性を示すべく、令和4年7月に「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」において、令和9年を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復させることなどを目標に、関連する政策を取りまとめたところである。

教育未来創造会議においては、令和4年9月から「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」をテーマに議論が行われ、令和5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」を取りまとめたところである。このことを受け、文部科学省においても留学生交流の意義・目的、目指すべき方向性や戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域、分野などについて検討を行い、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」を示したところである。

○文部科学省においては、国費外国人留学生制度について、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし教育・研究を行わせる制度として、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生など7種類のプログラムを実施している。これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、令和4年度は8,924人の国費外国人留学生を受け入れている（4年5月1日現在）。また、私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対しては、日本学生支援機構から奨学金を給付している。さらに、「海外留学支援制度（協定受入型）」を設け、諸外国の大学から、我が国の大学に受け入れられる外国人留学生を支援している。国費留学生においては、指定された教育施設において日本語教育が行われているほか、各大学においては、留学生の日本語習得を含めたサポート体制の充実が図られている。

○文部科学省においては、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて、大学等

での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置し、日本留学サポート体制の充実を図っている。また、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」や「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する「留学生就職促進プログラム」や、当該事業により蓄積された成果等を取り入れた「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を実施している。

このほか、日本学生支援機構は、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施している。

○留学生の適正な受入れに向けては、文部科学省が出入国在留管理庁と共同で策定した「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（令和元年 6 月）に基づき、在籍管理の適正化を引き続き図っているところである。

○厚生労働省においては、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」を策定し、大学等への普及を図るとともに、外国人雇用サービスセンター等においてモデルカリキュラムに基づくセミナーを開催している。

<外国人等である被用者等に対する日本語教育>

○厚生労働省においては、外国人雇用サービスセンター⁶を中心に全国ネットワークを活用して、その能力発揮及び定着促進を念頭に置いた、企業における高度外国人材の活用促進のための取組みを支援している。

また、留学生の在籍者が多い大学等が多数所在する地域を管轄する新卒応援ハローワーク等に留学生コーナー⁷を設置し、外国人雇用サービスセンターと密接に連携のうえ、留学生に対する就職支援の取組みを推進している。外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいては、留学生に対するきめ細かな相談・支援のほか、地元企業、大学等関係機関と連携し、就職ガイダンス等のセミナーや合同企業説明会の開催、留学生向け求人の掘り起こし、インターンシップの実施等に取り組んでいる。

○厚生労働省においては、定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、外国人就労・定着支援事業に基づき、日本の職

⁶ 令和 5 年 4 月現在、東京、愛知、大阪、福岡の 4 か所に設置

⁷ 令和 5 年 4 月現在、北海道、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、長崎の 20 都道府県 21 か所に設置

場におけるコミュニケーション能力の向上、日本語職場習慣や雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施している。

○技能実習生の技能習得に資する日本語教育については、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。外国人介護人材については、厚生労働省において、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を実施している。

○厚生労働省においては、経済連携協定（EPA）に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設等における就労・研修活動に円滑に従事できるよう、外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の各受入れ施設で就労中の候補者の日本語学習や、看護及び介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費について自治体への補助を実施している。

○経済産業省においては、日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、有識者等のヒアリングを踏まえ、双方向の学びの機会を提供する動画教材や学びの手引きを策定した。これらのツールを講演や研修等を通じて企業等に周知した。

< 難民に対する日本語教育 >

○条約難民⁸については、「難民対策について」（平成 14 年閣議了解、令和 5 年一部改正）及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（平成 14 年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、文部科学省において、難民認定者に対する日本語教育支援を（年約 30 名）実施している。

○第三国定住難民⁹については、平成 22 年度以降タイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として、文部科学省において日本語教育支援を実施している（アジア地域から年 2 回 60 名の受入れ）。

○補完的保護対象者¹⁰については、令和 5 年 6 月に成立した改正入管法により、

⁸ 条約難民とは、「難民の地位に関する条約」（昭和 56 年条約第 21 号）に定義された難民の要件に該当し、入管法によって認定された者をいう。

⁹ 第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることをいい、これによる受入れを第三国定住による難民の受入れという。

¹⁰ 補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものをいう。

「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争による避難民等）を保護するため創設されたものである。「難民対策について」（平成14年閣議了解、令和5年一部改正）及び「補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」（令和5年難民対策連絡調整会議決定）に基づき文部科学省において、条約難民と同等の日本語教育支援を行うこととしている。

○令和4年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、我が国は同年3月よりウクライナ避難民を受け入れ、避難民に在留資格「特定活動」を付与するなど政府全体で様々な支援を行っているところである。文部科学省においては、初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、①一時滞在施設において日本語教室を実施したほか、②地方自治体における日本語教育支援（地域日本語教室等）、③オンライン日本語教材の作成・公開を実施し、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、④セーフティネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行っている。

<地域における日本語教育>

○文化審議会国語分科会は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）において、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活 Can do」を示したところであり、これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。

文部科学省においては、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」を通じて、広域での総合的な体制づくりや、地域の日本語教育水準の維持向上、都道府県等を通じた市町村への支援に取り組んでおり、令和5年度は54団体が実施している。本事業においては、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画については、補助率を加算して支援を行っている。

○日本語教室が開催されていない市区町村（空白地域）については、令和4年11月で836となっており、その地域に在住する外国人数は149,316人となっている。文部科学省においては、『生活者としての外国人』のための日本語教室空白地域解消推進事業」を通じて、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げや、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人への日本語学習機会の充実を図っている。

○出入国在留管理庁においては、国や地方公共団体等におけるやさしい日本語

の活用を促進するため、令和2年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成した。このガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において公開している。

また、令和3年度に開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」による報告結果を踏まえ、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進していくこととしている。

3 海外における日本語教育の充実

<海外における外国人等に対する日本語教育>

○国際交流基金が令和3年度に行った調査では、141の国・地域で約379万人が日本語を学習していることが確認されている。また、同基金が実施する日本語能力試験は、令和元年の受験応募者数（国内実施分を含む。）は過去最多の約137万人となったが、令和2年以降は新型コロナの感染拡大に伴い部分的な実施となり応募者数は減少したものの、令和5年はコロナ禍前を上回る数の応募があった。一方、これらの多くの国・地域では、多様化する日本語学習への関心・ニーズに応える上で日本語教育人材の不足が大きな課題となっている。

外務省では、国際交流基金を通じて海外の日本語教育現場での多様なニーズに対応している。具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師や外交官、公務員を対象とした研修、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の教育機関などに対する日本語教育導入などの働きかけや日本語教育活動の支援、日本語教材開発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標準に即した「JF（国際交流基金）日本語教育スタンダード」の普及活動などを行っている。

また、日本における少子高齢化を背景とした労働力不足への対応として、令和元年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始され、「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」（平成31年12月25日「外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定」）に基づき、来日する外国人の日本語能力を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施（令和4年末までに、海外11か国及び日本国内において、累計受験者数は約10.3万人）や、その日本語能力を効果的に習得することを目的とした教材・カリキュラムの開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う現地日本語教師の育成などの新

しい取組を行っている。

<海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育>

○令和4年6月、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が成立・公布されたことにより、在外教育施設における教育の振興に関する基本理念が定められ、国の責務が明らかにされた。また、同法に基づき文部科学省と外務省において、在外教育施設に関する施策の推進に係る基本方針を策定している。

○文部科学省と外務省は連携して、義務教育相当年齢の児童生徒が海外でも国内同等の教育を受けられるよう、海外に在留する日本人学齢児童生徒に対し、義務教育教科書の給与を行うほか、在外教育施設に対し、教師派遣、校舎の借料、現地採用教師・講師に対する給与、安全対策、教材整備等の一部について支援を行っている。

○さらに、外務省では、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、国際交流基金を通じ、現状や課題等、その実態の把握と必要な支援に努めている。

4 日本語教育機関認定法の施行に向けた状況

○文部科学省では、日本語教育機関認定法の公布を受け、一定の質が担保された日本語教育課程を実施するための認定基準を満たした日本語教育機関について、文部科学大臣の認定を行うこととしている。具体的には、本認定により、質が担保された認定機関の情報を関係者に広く届けるため、文部科学省が多言語で情報公表するとともに（令和6年度から多言語情報サイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を公開予定）、認定校のみが使用できる表示を定めることとしている。これにより、留学生・就労者・生活者として、日本で日本語を学ぶことを希望する方々が安心して日本語教育機関を選択できるような環境を構築することとしている。

認定機関においては、聞く・読む・話す・書くことを学びコミュニケーション能力を習得すること、また、学ぶことができる日本語能力のレベルが分かるような情報提供を義務付けることとしている。その上で、問題がある認定校については、報告徴収を行い、是正勧告・命令に従わない場合は認定の取消しが出来るような仕組みを構築することとしている。

なお、現行の法務省告示をもって定められた日本語教育機関については、文部科学大臣による認定を受けるまでの間、一定の期間を定めて所要の移行措置をとることとしているほか、認定日本語教育機関についても、「出席管理及び在留

継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン」を策定し、違反が疑われるような実態を把握した場合には、当該機関に対して実地調査を行うなど、事実関係を確認した上で、必要に応じて、出入国在留管理庁から文部科学省へ通報するなどの対応を検討している。

また、大学における日本語教育課程の扱いについては、受入れ時の日本語能力として、入学（履修登録）時に、大学学部段階の目安（N2相当）に満たない日本語能力水準で留学生を受け入れる課程であり、当該課程が日本語教育課程である場合においては、認定制度による認定を要することとしている¹¹。

○認定日本語教育機関の教員の資格の創設については、国家資格としての登録日本語教員となるためには、①「日本語教員試験」の合格と、②いわゆる実習などの「実践研修」の修了が必要となる。文部科学省においては、試験業務や研修業務が適切に行われるよう、令和5年12月に試行試験を実施したほか、現職日本語教師の研修プログラムの普及、日本語教師養成・研修推進拠点の整備、日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート、経過措置に係る経験者講習等に取り組んでいるところである。

○このほか、「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携について」（令和4年12月8日日本語教育推進会議決定）に基づき、関係省庁において以下のような取組を推進している。

- ・生活指導等における多言語音声翻訳技術の補助的な活用について、認定日本語教育機関に周知することを検討（文部科学省・総務省）
- ・認定日本語教育機関の運用開始にあわせて、「技能実習制度運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討（法務省・厚生労働省）
- ・認定日本語教育機関の運用開始にあわせて、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討（法務省）
- ・外国人就労・定着支援事業の仕様として、主任講師について「可能な限り登録日本語教員資格取得者とするよう努めること」と規定したほか、今後も登録日本語教員の養成の動向等を踏まえて更なる活用を検討（厚生労働省）
- ・外国人労働者を雇用する各企業の雇用労務責任者等を対象とした講習において、地域日本語教育の取組等について周知を図るほか、認定日本語教育機関の認

¹¹ 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に規定される「日本語等予備教育」の課程や、大学間交流協定に基づく学生交換計画による交換留学プログラムは例外事由となる。また、学部・研究科の正規生が、補習教育として、非正規課程として開講される日本語予備教育の科目を履修するような場合には、認定課程であることを要しない。

定の動向等に応じて、認定日本語教育機関等の周知を図る予定（厚生労働省）

- ・外国人労働者雇用事業所や外国人求職者を対象に、外国人雇用サービスセンターやハローワークにおいて、認定日本語教育機関の認定の動向等に応じて、新たな日本語教育の制度及び認定日本語教育機関等の情報の周知を図る予定（厚生労働省）

- ・高度な日本語能力を活かし「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格のもとで在留を希望する外国人に対して、認定日本語教育機関の周知を行う（法務省）

- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の公布を受け、高度外国人材活躍推進ポータルに企業向けの日本語教育の情報を新たに掲載（経済産業省）

- ・学校における登録日本語教員の具体的な活用方法を今後、検討予定（文部科学省）

- ・登録日本語教員について周知すると共に、各在外教育施設において、必要に応じて、登録日本語教員を活用する仕組みなどを引き続き検討（外務省・文部科学省）

5 その他

○我が国においては、在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。一方で、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

文化審議会国語分科会においては、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みとして、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめたところである。

文部科学省においては、「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Cando という。）や、レベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルの提供に資するため、日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法

等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図っている。

○地方公共団体においては、推進法第 11 条に基づき、国の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとするところ、令和 5 年 3 月時点における各都道府県・指定都市の検討状況は、以下のとおりとなっている。

- ① 策定済（24 県市）
- ② 令和 4 年度内の策定に向けて準備中（5 県市）
- ③ 令和 5 年度以降の策定に向け準備中（12 県市）
- ④ 時期は未定だが、策定に向けて検討中（10 県市）
- ⑤ 未定（8 県市）
- ⑥ 策定予定なし（7 県市）

文部科学省においては、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）¹²を踏まえ、令和 4 年 11 月 29 日の文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」において、地方公共団体が基本的な方針や計画を作成する際の観点が明確化されたことを受け、各地方公共団体の基本的な方針の策定事例や各地方公共団体の実情に応じた対応や国、都道府県、市区町村の役割等を紹介する事務連絡を令和 5 年 3 月 10 日に発出したところである。

国においては、本閣議決定に基づき、引き続き地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等の把握や、地方公共団体との丁寧な意見交換などを行い、その在り方について検討することとしている。

¹² 同対応方針において、以下のとおり記載されている。

「・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね 5 年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針（10 条 1 項）の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

「基本方針」「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における
関係省庁との連携について」フォローアップシート

別添1

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<基本方針>		
1 日本語教育の機会の拡充		
(1)国内における日本語教育の機会の拡充		
ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育		
<p>外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和36年法律第116号))の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成29年施行の改正義務標準法に基づいた日本語指導に必要な教員定数の着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等の推進など地方公共団体における支体体制を補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」で支援した(令和5年度は、31都道府県、19政令市、24中核市、103市区町村にて事業実施)。日本語指導等の特別な指導を受けている児童生徒の割合等、外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の状況等の調査を令和5年度に実施中。</p>
<p>体系的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達の特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発・公表や、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修の実施を促進した。また、幼児教育段階に関する取組については、幼児教育施設が外国人幼児等の入園を受け入れる際の対応や外国人幼児等の日本語を使う力を育むための支援等に関する教員研修プログラムを令和4年度末に開発し、令和5年度においてはその活用について、全国の自治体担当者等を対象とする会議において周知した。</p>
<p>中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、全ての都道府県において、公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮が図られるよう促す。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援に取り組む自治体を補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」で支援した。また、全ての都道府県において、公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮が図られるよう、全国高等学校入学者選抜改善協議会など各種行政説明の場で周知を行った。</p>
<p>障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、特別支援教育の担当教師が日本語指導が必要な子どもへの支援等について学ぶことのできる研修の機会を提供するとともに、外国につながる子供の特設特別支援教育に関する研究を行った。また、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修の実施を促進した。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
5 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。	文部科学省	外国人の子供の就学状況について、毎年調査を行う(現在、令和5年度調査実施中)と共に、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を補助事業により支援した。また、令和2年7月に就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項などを「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」として策定した。
6 学校における、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。	文部科学省	学校における、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進するための地方公共団体の取組を補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」で支援した。
7 夜間中学は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号))や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。	文部科学省	全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置準備に係る経費の補助や自治体向けの説明会の開催、ポスターや動画による広報・周知等に取り組み、令和5年10月時点で、11都道府県・12指定都市に44校の夜間中学が設置されているところ、引き続き、設置促進に向けた取組を進める。
8 幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒及び保護等を含む外国人等に対する地域における日本語学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。	文部科学省	幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、毎年、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくり等の事業に対する補助を行い、直近の令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、54件採択した。また、当該補助事業内で、日本語の学習機会を確保するためのICT教材の活用やオンライン講習等の先進的取組に対しても支援を行っている。
9 イ 外国人留学生等に対する日本語教育		
10 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。	文部科学省	大学が企業等との連携により策定する、留学生の国内企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを文部科学省が認定する「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を令和3年度より開始している。令和5年12月までに計21件のプログラムを認定しており、引き続き制度の普及・促進に取り組む。
11 専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う、留学生受入れモデルの構築を推進・支援する。	文部科学省	令和6年度予算案において、専修学校で、外国人留学生の戦略的受入れの促進と就職先企業との連携も踏まえた円滑な就職、その後の定着までを見据えたトータルパッケージモデルを構築し、その成果を展開するための予算を計上しているところ。
12 企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して、職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。	厚生労働省	「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」を策定し、大学等への普及を図るとともに外国人雇用サービスセンター等においてモデルカリキュラムに基づくセミナーを開催。(令和3年度:383回、令和4年度:517回、令和5年度(11月末時点):450回)

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
13 留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。	文部科学省	留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、毎年、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくり等の事業に対する補助を行い、直近の令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、54件採択した。また、当該補助事業内で、日本語の学習機会を確保するためのICT教材の活用やオンライン講習等の先進的取組に対しても支援を行っている。
14 ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育		
15 日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。	経済産業省	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、有識者等のヒアリングを踏まえ、双方向の学びの機会を提供する動画教材や学びの手引きを策定した。これらのツールを講演や研修等を通じて企業等に周知した。
16 経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。	外務省・経済産業省・厚生労働省	<p>看護分野については、日本の看護師国家試験合格を目指し、看護専門分野を中心とした日本語の習得研修の充実を図っている。インドネシア・フィリピン・ベトナムの3カ国の看護師候補者が受入れ開始となった平成26年度の看護師国家試験の合格率が7.3%であったのに対し直近では約20%に上昇している。</p> <p>介護分野については、外国人介護福祉士候補者の受入れ施設における就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費を補助する事業の実施自治体数について、令和4年度は33都道府県となっている。</p> <p>また、各国との経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修は以下のとおり。</p> <p>【日尼EPA訪日後研修】 ○日尼EPAに基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業では、約6か月間の集合研修(一部オンライン有)を実施している。</p> <p>【日比EPA訪日後研修】 ○日比EPAに基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業では、約6か月間の集合研修(一部オンライン有)を実施している。</p> <p>【日越EPA訪日後研修】 ○日越EPAに基づくベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業では、約2.5か月間の集合研修(一部オンライン有)を実施している。</p>
17 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。	厚生労働省	<p>人材開発支援助成金において、事業主等が外国人を含めその雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な日本語の習得をするための職業訓練等を実施する場合に訓練経費及び訓練期間中の賃金の一部を助成している。</p> <p>支給決定件数: 26,943件(令和4年度)</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
18 看護・介護分野において、外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施、外国人等が介護の日本語学習を自律的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。	厚生労働省	看護分野については、日本の看護師国家試験合格を目指し、受入れ施設に対して研修指導者等の充実を図っている。インドネシア・フィリピン・ベトナムの3カ国の看護師候補者が受入れ開始となった平成26年度の看護師国家試験の合格率が7.3%であったのに対し直近では約20%に上昇している。介護分野については、外国人介護福祉士候補者の受入施設における就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費を補助する事業の実施自治体数について、令和4年度は33都道府県となっている。また、外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツ(「にほんごをまなぼう」)の累計登録者数が令和2年6月の3,475件から令和5年3月には15,048件となり、利用者が着実に増加している。
19 事業主が技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材開発等の支援を行う。	厚生労働省	8言語(英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語)のテキスト教材6職種(機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係*)、アプリ教材5職種(機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係*)を開発し、提供している。(注:*は令和5年度開発中の職種)
20 定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。	厚生労働省	外国人就労・定着支援事業として、身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上、日本の職場習慣や雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施。(令和3年度:268コース・3,019名、令和4年度:280コース・3,358名、令和5年度(11月末時点):3,320名・244コース)
21 就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者及びその家族を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。	文部科学省	就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、毎年、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくり等の事業に対する補助を行い、直近の令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、54件採択した。また、当該補助事業内で、日本語の学習機会を確保するためのICT教材の活用やオンライン講習等の先進的取組に対しても支援を行っている。
22 工 難民に対する日本語教育		
23 条約難民及び第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に、第三国定住難民については、令和2年度からの受入れ人数の拡大という政府方針を踏まえ、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。	文部科学省	条約難民に対しては平成18年度から首都圏に設置された定住支援施設において日本語教育を支援し、第三国定住難民に対しては平成22年度からの5年間のパイロットケースとしての受入を経て日本語教育を支援、令和2年度には年2回計60人の受入方針があったものの、新型コロナによる影響で入国できなかったが、令和4年度から一部受入、令和5年度から方針どおりの60人を受け入れている。引き続き、年間572授業時間の日本語教育の提供、日本語教育相談や教材の提供を進めていく。

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
24 難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、難民を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。	文部科学省	難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、毎年、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくり等の事業に対する補助を行い、直近の令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、54件採択した。また、当該補助事業内で、日本語の学習機会を確保するためのICT教材の活用やオンライン講習等の先進的取組に対しても支援を行っている。
25 オ 地域における日本語教育		
26 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。	文部科学省	都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で支援するとともに、「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」を実施し、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組んだ。
27 日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため、一定数の外国人等が在住しているが、日本語教室が開催されていない市区町村(以下「日本語教室空白地域」という。)に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。また、日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し、日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材(ICT教材)の開発を進め、提供を行う。	文部科学省	日本語教室が開催されていない空白地域となっている市区町村に対し、地域日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業を実施し、日本語教育の開設を促進した。直近の令和5年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業では、18団体採択した。 また、日本語教室空白地域を対象に日本語教室の先進事例の紹介等を行うセミナー及び日本語教室の開設・運営について検討・協議をするための協議会を毎年度開催した。 さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等が、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材(ICT教材)を開発し、令和2年6月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」(通称:つなひろ)を公開した。継続的にコンテンツの充実を図り、令和5年度までに18言語に対応した動画を提供している。令和5年度のアクセス数は150万前後になる見込みとなっている。
28 NPOや公益法人、大学等が取り組む、地域の実情や外国人等の状況に応じた日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。	文部科学省	NPOや公益法人、大学等が行う地域の実情や外国人等の状況に応じた「特定の課題に対する学習ニーズ(以下、特定のニーズという。)」に対応した日本語教育や日本語人材の育成のための先進的な取組について、「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業を実施し、取組を支援した。直近の令和5年度「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業では、12団体採択した。
29 行政や地域の関係機関(地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等)との連携や日本語教室の企画・運営の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。	文部科学省	平成30年度から日本語教育人材の育成のための研修プログラムの開発事業を進め、開発されたプログラムを令和2年度から普及している。留学・就労・生活・児童生徒・難民等の初任研修をはじめ、地域日本語教育コーディネーターについても研修を実施している。毎年度50～70名に対して研修を実施し、地域日本語教育を推進している。

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
30 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。	文部科学省	「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」を実施し、地方公共団体の日本語教育担当者に地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図った。
31 (2) 海外における日本語教育の充実		
32 ア 海外における外国人等に対する日本語教育		
33 JFを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教師育成機関、日本語教育を行う機関等と連携し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上、日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。	外務省	<p>○各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教育機関等と連携して、教師の養成や教授能力の向上に資する研修、教師間ネットワークづくり等、海外における日本語教育環境の整備のための各種施策を推進している。オンラインの導入により、従来は参加が難しかった地方都市在住の教師たちにも広く研修機会を提供している。</p> <p>○また、JF日本語国際センターでは、海外日本語教師を対象に、日本語運用力の向上や、教授法の習得、日本理解の深化を目的とした各種訪日研修を実施している。</p> <p>○日本語専門家等の派遣ポストは、令和2年度43か国126ポスト、3年度42か国126ポスト、4年度42か国130ポスト(コロナ禍等により帰国し、日本からオンラインで業務を継続した例を含む)。</p> <p>○国内外で実施した日本語教師研修の参加者数は、令和2年度14,922人、3年度13,317人、4年度16,250人(オンライン研修を含む)。</p> <p>○(課題)対面とオンラインそれぞれの利点を生かし、また有機的に組み合わせ、海外日本語教師の様々なニーズに応じていく。</p> <p>○(課題)外国人材の受入れ拡大に伴い、送り出し機関における日本語教育のニーズが急拡大した結果、日本語教師の質が低下しており、質が確保された日本語教師の育成が急務となっている。</p>
33-2 JFを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教師育成機関、日本語教育を行う機関等と連携し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上、日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。 (以下を追加で実施) ASEAN諸国等を主対象とする外交上重要な国・地域を対象として、日本語教育支援及び次世代の日本文化理解促進を図るため、JFを通じ、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材(日本語パートナーズ)を海外の日本語教育機関に派遣する。その際、国内の日本語教育人材や多文化理解・共生社会実現を担う人材の育成を図るとともに、帰国後の日本国内での日本語教育や多文化理解・共生社会実現等の推進に資する活動を支援する。また、現地で日本語パートナーズのカウンターパートとなる日本語教師や生徒・学生を招聘して研修事業を実施して、日本語教師の日本語力、日本語教授能力の向上と、学習者の学習継続を支援する。さらに、日本語パートナーズ派遣による日本語教育の水準を確保し、より効果的な日本語教育と日本文化紹介を支援するため、教材やeラーニングコース等を開発・提供する。	外務省	<p>○令和4年度は、日本語パートナーズ長期派遣182人を新規に派遣するとともに、短期派遣6人、大学連携派遣91人の計279人を9か国・地域、312機関へ派遣した。</p> <p>○令和4年度中に帰国した日本語パートナーズ283人は、265校の教育機関において計72,942人の生徒の日本語教育に従事した。受入校に対するアンケート調査は、98.9%がパートナーズの活動を有意義と評価したほか、生徒の日本語学習意欲向上(99.2%)、現地日本語教師の日本語能力向上(97.4%)、生徒の日本・日本文化に対する知識増加・理解深化(99.4%)等の各項目においていずれも高い評価を得た。また、課外活動としての日本語クラブの活動活性化(56.2%)、大学進学における日本語学科等日本関連の学科への進学(42.2%)、日本語能力試験の受験者数増加(36%)等の波及的な効果もあがっている。</p> <p>○帰国後のパートナーズ経験者が主体的につながるネットワークの構築とパートナーズ経験の日本社会への還元を後押しするため、経験者の有志が準備・運営する懇親会を東京と大阪で開催し、計110名が参加。海外にルーツを持つ子どもの教育支援、外国人の生活サポート、日本語教育等のテーマで、それぞれの活動について共有した。</p> <p>○アジア文化交流強化基金により、2024年度から10年間、①日本語パートナーズの派遣、②カウンターパート(教師・学習者)招へい、③教材開発の各事業を、効果的かつ効率的に実施して、対象地域における日本語教育支援及び次世代の日本文化理解促進を推進する。</p>

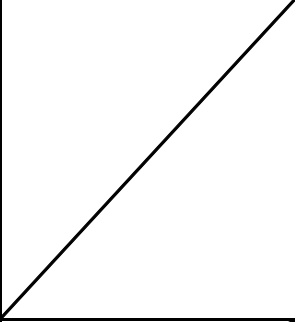
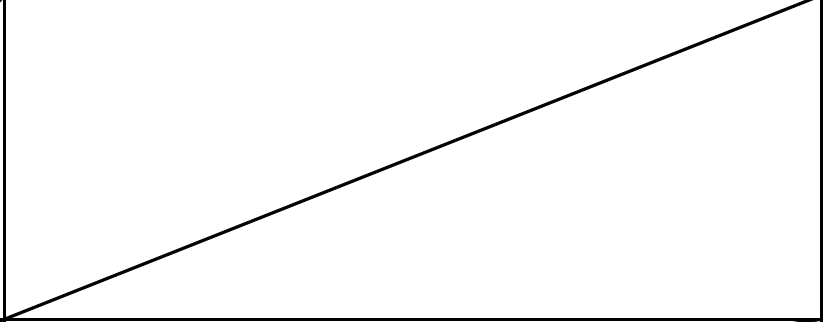
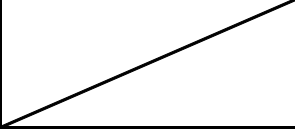
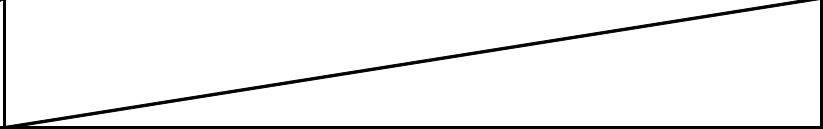
基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>34 JFを通じ、各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者、就学や就労等を目的として日本に居住予定の者、居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等、学習者ごとの形態に合わせて利用できる教材(インターネット上の教材を含む。)を開発・提供すると同時に、学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から、日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>○「JF日本語教育スタンダード」の準拠教材として『まるごと 日本のことばと文化』全9冊を出版し、海外出版を進めるなど海外における普及に努めている。また、日本で生活・就労する際に必要となる基礎的な日本語のコミュニケーション力を身につけるための教材『いろいろ生活の日本語』をウェブサイト上で無料で提供し、各国語版を拡充した。</p> <p>○いつでもどこでも学べるオンラインの日本語学習プラットフォームとして「JFにほんごeラーニングみなと」を運営し、「まるごとオンラインコース」をはじめとする学習コースの内容・レベル・解説言語を拡充しており、令和5年12月末現在で約250コースを提供。とくにコロナ禍において、日本語学習者及び教師の高まる需要に応えることができた。「いろいろ日本語オンラインコース」についても、各国語版を拡充した。</p> <p>○『まるごと』の販売部数及び使用国数は、令和2年度64,550部/56か国、3年度70,661部/56か国、4年度75,048部/61か国。</p> <p>○eラーニングの登録者数・受講者数は、平成29年度22,502人、30年度62,474人、令和元年度141,681人、2年度225,340人、3年度292,447人、4年度は143,058人。(令和3年度までは累計登録者数、令和4年度は年間受講者数。)</p> <p>○(課題)学習者の様々なニーズに応えるため、eラーニングコースを含めた多様な学習教材を開発・提供するとともに、これら教材の周知広報を一層強化する。</p> <p>○海外教育機関による教材制作に対しては、公募プログラム(海外日本語教育機関支援(助成))を通じて支援しているほか、ラオスの中等教育及びベトナムの初中等教育について日本語教科書の制作に協力しているが、様々な要望があっても全てに対応しきれていない状況。</p>
<p>35 JFを通じ、外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から、各国・地域の日本語教師会や学会、初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して、日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、JFが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。</p>	<p>外務省</p>	<p>○海外日本語教育機関支援(助成)プログラムを通じて、海外の日本語教育機関・団体が実施する日本語普及・日本語教育の発展に必要な活動を対象に、実施経費の一部を助成している。具体的には、学習者奨励活動、講師等給与、教材購入、日本語教師を対象とするセミナーやシンポジウム開催、カリキュラムやニーズに合った教材制作、その他日本語教育の推進、教師の養成やネットワーク化に必要な取組みを支援した。</p> <p>○海外日本語教育機関支援(助成)の採用件数は、令和2年度514件、3年度652件、4年度348件。</p> <p>○(課題)助成事業は海外の日本語教育機関による日本語教育の発展を奨励するものであり、ニーズも大きいのが、予算の制約により採用の件数や金額を削減せざるを得ない状況が続いている。</p>
<p>36 JFを通じ、外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう、学習奨励事業として、各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が我が国において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため、これらの学習奨励事業も活用しつつ、JF及び必要に応じ在外公館を通じ、外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>○JF海外事務所は在外公館や日系企業と協力して、あるいは海外日本語教育機関に対する助成を通じて、学習者の学習意欲の維持向上のための弁論大会や日本文化祭等の催しを実施あるいは支援している。</p> <p>○JF海外事務所が実施した日本語教育奨励事業の実施件数は、令和2年度260件、3年度260件、4年度289件。</p> <p>○JF関西国際センターは、各国成績優秀者研修、李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修など、海外の日本語学習者に奨励するための訪日研修の機会を提供している。</p> <p>○日本語教育実施についての不断の働きかけとして、ベトナムでは、同国教育省の定める「国家外国語プロジェクト」の下、初等教育における第一外国語としての日本語が2016年より小学校5校で試行導入されていたが、新カリキュラムで学ぶ生徒が2022年9月に小学3年生に進学したことに伴って、内3校で正規科目として承認された。JFは試行カリキュラムの段階から全面的に協力しており、令和4年度も第一外国語教科書の制作協力、教師研修及び個別コンサルティング(ほぼ毎週の授業巡回等)を行った。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>37 将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう、JFを通じ、職務上日本語の学習を必要とする各国の外交官、公務員、研究者等が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。</p>	<p>外務省</p>	<p>○JF関西国際センターでは、職業上必要となるコミュニケーション能力の向上に重点を置いた専門日本語研修(訪日研修)を実施している。</p> <p>○外交官日本語研修は、令和5年度の第41期研修には28名が参加し、これまで(～第40期)に150カ国から912名が研修修了(令和2年度及び3年度はコロナ禍で中止、令和4年度は23名が研修参加)。修了生は、各国において我が国在外公館の友好的・協力的なカウンターパートとなっており、また在京大使館・各国政府で要職に就任している例もある(駐日大使となったOBは2023年4月時点で18名の他、駐日大使を経て母国の外務次官に就任したOBも存在する)。</p> <p>○公務員日本語研修は、令和5年度の第25期には6名が参加、これまで(～第24期)に59カ国から172名が研修修了(令和2年度及び3年度はコロナ禍で中止、令和4年度は5名が研修参加)。</p> <p>○文化学術専門家の研修参加者数は、令和5年度は14名が参加し、令和4年度までに525名が研修修了(令和2年度16人(コロナ禍のためオンライン)、3年度10人(同)、4年度28人(対面を再開)が研修参加)。</p> <p>○(課題)外交官・公務員研修は、各国の知日派行政官の育成に大きく貢献しており、ニーズも大きいですが、予算の制約により研修規模を拡大することが困難となっている。</p>
<p>38 JF等を通じ、経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで、生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく、病院・介護施設等の受入施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。</p>	<p>外務省</p>	<p>【日・インドネシア及び日・フィリピンEPA訪日前研修】</p> <p>○日・インドネシア及び日・フィリピンEPAに基づき、日本が受け入れる看護師・介護福祉士候補者が来日後の就労に必要な日本語能力を習得するための日本語予備教育を実施した。</p> <p>○令和2年度は484人(インドネシア270人、フィリピン214人)、3年度は521人(インドネシア289人、フィリピン232人)、4年度は545人(インドネシア314人、フィリピン231人)が修了した。訪日前日本語教育はこれら2か国からの看護師・介護福祉士受入れ数拡大に継続して寄与している。</p> <p>○研修成果向上のため、必ずしも語学学習の習慣のない研修参加者に対して現地チューターが自身の日本語学習経験に基づくアドバイスを随時行う等、自律的学習の習慣付け・意識付けを促す取組も行っている。</p> <p>【日・ベトナムEPA訪日前研修】</p> <p>○日・ベトナムEPAに基づくベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前日本語研修事業では、約12か月間の集合研修及び約4か月間の任意学習を実施している。このうち12か月の集合研修については、令和2年以降、コロナの影響等により一部通信学習及びオンライン研修に変更となった。</p> <p>○各年度毎の集合研修終了者数は以下の通り。</p> <p>令和2年度(第8陣):225人 令和3年度(第9陣):162人 令和4年度(第10陣):157人</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>39 外国人等が日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから、現時点で日本語教育が行われていない国・地域も含め、海外における日本語学習への関心の喚起を目的として、JFを通じ、我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組を併せて推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>○JFは、我が国に対する諸外国の理解を深め、日本語学習への関心を喚起するため、多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介する事業を実施するとともに、人材育成や専門家間のネットワーク構築を推進している。</p> <p>○日本の舞台公演を紹介するプロジェクト「STAGE BEYOND BORDERS -Selection of Japanese Performances-」は、令和2年度末の配信開始以降、計117作品を公開し、137か国・地域から累計1,800万件以上のアクセスを得た。</p> <p>○海外日本語教育機関等の協力も得て、令和4年度は69か国・地域で日本映画上映会や日本映画祭を実施し、約14万人の観客に日本映画を届けた。</p> <p>○日本映画発信ウェブサイトJFF+では、令和4年12月から6か月にわたり日本映画12本を、日本を除く全世界に向けて配信し、特集記事やインタビュー動画等を通じその魅力を発信して、令和4年度は174万回のページビューを得た。</p> <p>○コロナ禍における試行錯誤を経た取組みを一層発展・深化させ、リアルとオンライン双方の強みを生かして波及効果を上げていく。</p>
<p>40 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>○JFは、日本語専門家を各国教育省やJF海外拠点等に派遣して、教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成等を推進し、日本語教育に関する制度づくりを支援している。令和4年度は日本語専門家等を42か国130ポストに派遣。</p> <p>○また、海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るため、海外各地及び国際交流基金附属機関における教師研修を実施している。令和4年度実績はオンライン研修を含め国内外で約1.6万人が参加。</p> <p>○さらに、海外の大学や教師会などを対象に、教師給与や教材の購入・制作費、弁論大会など学習者奨励イベント開催経費の一部を助成して活動を支援している。令和4年度は63か国・地域、348件を支援。</p> <p>○(課題)日本語専門家の海外派遣は、現地教師の育成支援ほか海外日本語教育の環境整備において重要な役割を果たしており、派遣要請が寄せられているが、予算の制約により派遣ポストの拡大は困難となっている。海外日本語教育機関支援も、現地機関を通じて日本語教育を拡大するための重要な施策でありニーズも大きいですが、予算の制約により採用件数や金額を限定せざるを得ない。</p>
<p>41 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいと見られ、官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を進める。</p>	<p>外務省</p>	<p>○民間との連携として、日本語及び日本の社会文化を紹介するテレビ番組「ひきだすにほんご Activate your Japanese!」を(株)NHKエデュケーショナルと共同制作し、令和3年度末の完成後、NHKワールドJAPANを通じて全世界に向けて放送・配信している。</p> <p>○(公財)博報堂教育財団や(公財)かめのり財団等と協力して、主に東南アジアの中等教育における日本語教育支援を推進している。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
42 開発途上国からの要請に基づき、JICAを通じ、同国の経済・社会の発展、復興への寄与を目的として、現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力するJICA海外協力隊を引き続き派遣する。	外務省	2020年4月～2023年12月末までに職種「日本語教育」のJICA海外協力隊を計98名派遣した。内訳は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・青年海外協力隊／海外協力隊: 79名 ・シニア海外協力隊: 4件 ・日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊: 14名 ・日系社会シニア海外協力隊: 1名
43 イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育		
44 海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、JFを通じ、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。	外務省	<p>○海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育(以下「継承日本語教育」)について、そのニーズが高い国のJF海外事務所を通じて国ごとの状況に即した支援事業を実施している。</p> <p>○なかでも米州、欧州、豪州及び韓国のJF海外事務所は、各地の関係団体・関係者と連携し、そのイニシアティブを尊重しつつ、基礎情報の収集や情報発信プラットフォームの運営支援、オンラインも活用したセミナー、シンポジウム開催等の取組みを実施している。</p> <p>○令和5年12月には、世界各国の継承日本語教育関係者が一堂に会して議論する初めての試みとして、JF日本語国際センターにて「継承日本語教育関係者ミーティング」を開催。各国の現状及び課題の共有、国・地域を超えた情報交流と関係者・関係団体間のネットワーク構築促進を図った。</p> <p>○(課題)上記ミーティングで得られた参加者ネットワークを活用し、また各国・地域の関係団体と連携して、情報共有や教師研修など必要性の高い取組みを実施する。</p>
45 海外在留邦人学齢児童生徒に対し、国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って教科書の無償給与を行うとともに、在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助、教材整備等の支援を行う。	文部科学省・外務省	<p>(義務教育教科書無償給与) 海外に在留する日本人学齢児童生徒に対し、日本国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って、義務教育教科書の給与を行っているところ。</p> <p>(在外教育施設への教師派遣) 令和6年度予算(案)において、派遣教師数の増員に向けて必要な経費を計上した。</p> <p>(在外教育施設への校舎借料・現地採用教師採給与・安全対策費の支援) 在外教育施設に対し、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費の支援を行っている。</p> <p>(在外教育施設への教材整備支援) 在外教育施設における教育指導の充実に資するため、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う在外教育施設教材整備事業を支援しているところ。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
46 中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め、JICAを通じて、日本語教育に協力するJICA海外協力隊を派遣するほか、研修を通じた現地日本語教師の育成や同団体に対する助成金の交付を行う。	外務省	(1)JICA海外協力隊(日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊) 職種「日本語教育」の派遣(2020年4月～2023年12月末) ・日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊:14名 ・日系社会シニア海外協力隊:1名 (2)日系社会研修(日系継承教育・教師育成I) 2020年2名(遠隔研修)、2021年5名(遠隔研修)、2023年6名 (3)助成金:2020年度～2023年度交付決定70件(教師合同研修会、日本語教師の第三国研修、教師謝金、教材等購入、調査研究)
47 2 国民の理解と関心の増進		
48 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。	文部科学省	広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状について理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、文化庁日本語教育大会を毎年度開催(令和2年度以降はWEB大会)しており、日本語教育に関する施策の最新情報や先進事例等の共有を図っている。「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」などにおいて、各地域におけるセミナーやシンポジウム等の開催を支援し、日本語教育の理解を深める機会を提供している。
49 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。	文部科学省	全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の一覧を毎年、文化庁ウェブサイトに掲載した。
50 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用する。	文部科学省	日本語教育機関が持っている日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の運用及び新規コンテンツの登録を都度行っている。
51 3 日本語教育の水準の維持向上等		
52 (1)日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上		
53 日本語教育機関が、在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告し、一定の基準を下回る場合には改善方を報告することとされている制度の運用において、日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。	法務省	日本語教育機関の告示基準違反が疑われるような実態を把握した場合には、当該機関に対して実地調査を行うなど、事実関係を確認した上で、必要に応じて、告示からの抹消の検討などの対応を行うこととしている。
54 出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について、文化庁への届出を義務化し、質の高い日本語教育人材の養成を図る。	文部科学省	日本語教育機関の告示基準の要件として、日本語教員の要件の一つとして、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」と定められていることを踏まえ、法務省告示の日本語教育機関で勤務することを想定した日本語教員養成研修を実施している機関・団体について、文化庁国語課への届出を促し、解釈指針に照らし合わせ、適当と認め届出を受理した機関・団体の研修については、文化庁のホームページにて公表することとし、届出の受付を行った。令和6年4月から日本語教育機関認定法に基づく新制度に移行するため、新規の文化庁届出受理申請の受付は令和5年12月末日で終了した。

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
55 JFを通じ、日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進める。また、海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要経費の一部を助成するほか、機関間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。	外務省	○各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教育機関等と連携して、教師養成や教授能力の向上に資する研修、教師間ネットワークづくり等、海外における日本語教育環境の整備のための各種施策を推進している。 ○例えば、インドにおいては、平成30年度より開始した日本語教師育成特別強化事業を継続し、令和4年度は842人を対象に教師研修を実施して、日本語教師の育成及び質の向上に貢献した。 ○世界各地の日本語教育機関・団体と連携して、2007(平成19)年度より「JFにほんごネットワーク」(通称「さくらネットワーク」)を構築している。2024年3月現在、101か国・地域の355機関を認定。その国や地域の日本語教育を充実させる上で中核的な存在として、各機関とのネットワークを強化し、連携しつつ日本語教育を推進している。
56 (2)日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等		
57 文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告)に示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の養成・研修を推進するため、具体的なカリキュラムの開発及び実施、並びにその普及を図る。	文部科学省	平成30年度から日本語教育人材の育成のための研修プログラムの開発事業を進め、開発されたプログラムを令和2年度から普及している。留学・就労・生活・児童生徒・難民等の初任研修をはじめ、中堅研修、主任教員及び地域日本語教育コーディネーター研修を実施している。令和6年度からは、日本語教育機関認定法に基づく登録日本語教員に対する育成も踏まえ、研修事業を展開する。
58 日本語教師の質を担保するため、文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について」(報告)を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い、必要な措置を講ずる。	文部科学省	認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格として、登録日本語教員の制度を盛り込んだ「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が、令和5年5月に成立した。これを受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において検討を行い、令和5年中に政省令等を策定した。
59 行政や地域の関係機関(地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等)との連携や日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。【再掲】		
60 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】		
61 JF等を通じ、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。	外務省	○世界各国のJF海外事務所、日本人材開発センター、教育省、主要大学等に派遣された日本語教育専門家は、大学の日本語専攻学科や教師養成課程、修士課程等の立ち上げ支援や、初中等教育における日本語導入支援のほか、現地の日本語教師養成に資するため、研修会の実施、教師ネットワーク形成の支援、教授法や教材制作に関する助言・指導等を行っている。 ○日本語専門家等の派遣ポストは、令和2年度43か国126ポスト、3年度42か国126ポスト、4年度42か国130ポスト(コロナ禍等により帰国し、日本からオンラインで業務を継続した例を含む)。 ○(課題)派遣ポストの効率的な配置に努めているものの、予算の制約により、ニーズに応じてポストを増設することが困難である。

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
62 JICAを通じ、帰国したJICA海外協力隊が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。	外務省	<p>帰国隊員に対し、帰国後支援プログラムを通じ、2020年4月～2023年12月末にかけて下記のとおり日本語教育人材として活躍するための支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金給付事業:1件(日本語教育) ・帰国隊員教育訓練手当の支給:37件(日本語教育隊員の進学・学位取得5件、その他職種の日本語教師養成講座受講32件) ・無料職業紹介:成立3件(日本語教育関連)
63 4 教育課程の編成に係る指針の策定等		
64 「ヨーロッパ言語共通参照枠(以下「CEFR」という。)」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。	文部科学省	<p>CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すものとして、令和3年10月、文化審議会国語分科会において、「日本語教育の参照枠 報告」を取りまとめた。また、令和4年2月、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループにおいて、「日本語教育の参照枠」が示している、日本語を教える上での基本的な考え方である言語教育観、日本語能力の熟達度についての尺度、言語能力記述文(Can do)などについて分かりやすく解説するとともに、言語能力記述文(Can do)をもとにしたカリキュラム開発についての考え方と事例を示した「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」を取りまとめた。</p> <p>さらに、欧州評議会が、外国語教育分野における研究成果を踏まえた言語能力観や言語能力記述文(Can do)を更新、追加し、2020年に確定版を公開した「ヨーロッパ言語共通参照枠 補遺版」を参照し、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループにおいて、令和4年度～令和5年度にかけて、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討を行った。</p>
65 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」(平成22年5月19日文化審議会国語分科会)について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。	文部科学省	<p>国語分科会では、「日本語教育の参照枠」に基づき、生活者としての外国人に対する日本語教育の質の向上と一層の充実を図るため、令和2年度に日本語教育小委員会の下に「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ、令和3年度に「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループ」を設置し、「生活 Can do」を作成するとともに、地域における日本語教育の在り方について検討を行ってきた。</p> <p>その後、令和4年度、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、前年度の審議経過報告を受けた審議を経て、国語分科会として地域における日本語教育の在り方について(報告)(令和4年11月29日 文化審議会国語分科会)を取りまとめた。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>66 日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、JFを通じ、CEFRを参考にした日本語教育の参照枠である「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法や教材(インターネット上の教材を含む。)の開発及び普及等の取組を行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>○JF 日本語教育スタンダード(以下、JF スタンダード)準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』について、JF海外事務所等の日本語講座で実践(26 か国 28 都市で約 1.6 万人が受講)しているほか、教師研修やセミナー等を通じてその教え方、学び方を広く紹介し、各地で実用性の高い教材として評価を得ている。 ○『まるごと』の販売部数及び使用国数は、令和2年度64,550部/56か国、3年度70,661部/56か国、4年度75,048部/61か国。 ○JFスタンダードに基づく教材として、他に『いろいろ 生活の日本語』、『いろいろ日本語オンラインコース』、『ひきだすにほんご Activate Your Japanese!』等も広く公開している。 ○JFスタンダードは文化庁の「日本語教育の参照枠」と考え方を共有しており、その教材が一層活用されるよう普及を推進して、海外と国内の日本語教育の連続性確保に努めている。</p>
<p>67 5 日本語能力の評価</p>		
<p>68 国内外で実施されている様々な試験と「日本語教育の参照枠」との連関を示すための方法等を示した「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>令和3年10月、文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育の参照枠 報告」において、日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」の対応付けの方法等についてまとめている。</p>
<p>69 日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため、JFを通じ、現地事情を踏まえ各国・地域において「日本語能力試験」(JLPT)を実施するとともに、在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れを実現するため、外国人材の受入れニーズ等を踏まえ「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)の実施を推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>○1984年に開始した日本語能力試験(JLPT)は、コロナ禍では実施できない海外会場が多数あったが、必要な感染防止対策を施しながら徐々に実施国・都市数を回復し、令和5年はコロナ禍前を上回る数の応募があった。 ○2019年に開始した国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)は、特定技能に関する協力覚書の署名国について実施国・都市数を順次拡げ、実施規模を毎年拡大している。 ○JLPTの海外での受験者数は、令和2年度181,528人、3年度315,654人、4年度456,651人。また、JFT-Basicの海外での受験者数は、令和2年度15,053人、3年度22,488人、4年度46,632人。 ○(課題) JLPTとJFT-Basicともに社会的重要性が増しており、更なる不正対策強化に努めつつ、公正な試験実施を維持していく必要があり、また、とくに東南アジアや南アジアでの受験希望者の増加にも応える必要がある。</p>
<p>70 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供</p>		
<p>71 (1)日本語教育に関する調査研究等</p>		
<p>72 国内における日本語教育に関する実態調査や、「日本語教育の参照枠」を検討・作成・活用する際に必要となる日本語教育の内容、ICTを活用した遠隔教育等の効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>国内における日本語教育の実態を把握するため、昭和42年から日本語教育の実態調査を行っている。日本語教師や学習者数、日本語教師の養成・研修を行っている機関などの実態から日本語教育の施策立案を進めている。また、「日本語教育の参照枠」を策定するため、日本語教育の内容やICTの活用状況などの調査研究を進め、令和3年度に日本語教育における参照枠を策定した。このほか、大学や専修学校等での日本語教師の養成課程の実態等を調査し、日本語教育施策の検討に反映するなど、調査研究の成果は、日本語教育の質の維持向上に貢献している。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>73 各国の日本語教育の実態、日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討、改善に役立てるほか、研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として、また、日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として、さらに、日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう、JFにおいて、およそ3年間に1度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>○海外の日本語教育の現状を把握するため、JFは在外公館及び関連機関の協力を得て、「海外日本語教育機関調査」を3年ごとに実施している。直近では2021年度に実施した調査の結果について、2023年3月に報告書を公開した。</p> <p>○世界各国の日本語学習者数、日本語教師数、日本語教育学習機関数等を定期的に把握する調査として、その報告書『海外の日本語教育の現状』及び統計データは国内外の日本語教育関係者や研究機関に参照されており、国内メディアでも度々言及されている。近年では、日本語教育に対する関心が高まる中、大学入学共通テストや地方自治体の高校入学試験の出題素材としても活用されている。</p> <p>○(課題)世界各国の1.8万を超える日本語教育機関の協力を得て実施する大規模調査であり、効率的な調査システムの構築と速やかな集計・報告に努める。</p>
<p>74 (2)日本語教育に関する情報の提供等</p>		
<p>75 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。【再掲】</p>		
<p>76 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。【再掲】</p>		
<p>77 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用する。【再掲】</p>		
<p>78 職場で働く外国人等の学習の機会提供につなげるために、企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>企業における日本語コミュニケーション方法を含む雇用管理全般に関する知識やノウハウ等を習得するための講習カリキュラムを検討している。外国人労働者を雇用する各企業の雇用労務責任者等を対象とした講習において、外国人労働者の日本語学習支援の必要性や支援ツール等について周知を図る。(令和6年3月から講習を開催予定)</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>79 外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、CEFRを参考にして開発した教材、eラーニングをはじめとするオンラインコンテンツ、日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報、各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況及び日本語教育を行う機関に関する調査結果、日本語試験の情報等、海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をJFのウェブサイトにおいて随時公表する。</p>	<p>外務省</p>	<p>○JFが開発・運営する日本語教育のオンランコンテンツは、日本語教育機関が存在しない地域でも日本語を学ぶことのできる環境を提供しており、コロナ禍においては対面授業の場を失った世界各国の日本語学習者に学習を継続する手段を提供した。その後も引き続き高い需要が見込まれることから、コンテンツの拡充や多言語化を進めており、令和4年度は、例えば日本での生活や仕事に必要な基礎的な日本語を学ぶためのウェブ教材『いんどり生活の日本語』が国内外から約 298 万件のページビュー数を記録したほか、多彩な e ラーニングコースを提供するプラットフォーム「JF にほんご e ラーニングみなど」の利用登録者は世界 201 か国・地域の 35 万人余にのぼった。</p> <p>○「みんなの教材サイト」では、日本語教師が学習者に合った教材をつくるための素材や情報を提供しており、ユーザーは作成した教材を投稿して共有し合うこともできる。</p> <p>○3年ごとに実施する「海外日本語教育機関調査」の報告書と統計データ、日本語教育機関のデータベースを公開。また、国・地域別に日本語教育の実施状況、教育制度等の情報ページも定期的に更新し、広く提供している。</p> <p>○日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの年間アクセス数は、令和2年度42,833,622件、3年度42,678,021件、4年度44,467,647 件。</p>

<日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携について>

1 背景・目的等

(2) 新たな日本語教育法案の実現に向けて

①日本語教育機関の水準の維持向上を図る「認定日本語教育機関」の制度創設

<p>80 日本語教育推進法(附則第二条)を踏まえ、我が国で日本語学習を希望する外国人のニーズを踏まえた日本語教育機関の水準の維持・向上を図るため、一定の教育の質を確保する要件を満たす機関を国が認定する「認定日本語教育機関」として、次のような新たな制度を創設する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>日本語教育課程を置く教育機関の設置者が、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる認定日本語教育機関の制度を盛り込んだ「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が、令和5年5月に成立した。これを受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において検討を行い、令和5年中に政省令等を策定した。</p>
<p>81 我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望や置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、それらの教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、文部科学大臣の認定を受けることとする。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」において、日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができることとした。</p>
<p>82 国は、認定を受けた日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等を活用して公表し、国内外の学習者や関係者が、一定の教育の質が保証された日本語教育機関を選択できるような環境を整備する。また、認定を受けた教育課程を置く日本語教育機関は、生徒募集の広告等に国が定める表示を付することができることとする。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」において、文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表することとした。また、認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができることとした。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
<p>83 推進法を踏まえ、日本語学習を希望する外国人が、認定を受けた日本語教育機関の情報を得られるよう、日本語教育に関わる関係省庁が連携協力し、留学生関係機関、地方公共団体の外国人総合相談や就労に係る相談・情報提供を行う関係機関、国際交流団体、事業者、経済団体、関係者に広く周知するような仕組みを構築する。</p> <p>その仕組みを通して留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された認定を受けた日本語教育機関や、後述の登録日本語教員の活用を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>日本語教育推進会議における関係省庁の連携・協力を通し、認定日本語教育機関、登録日本語教員の情報を関係者に広く周知し、両制度の活用を促進することとしている。</p>
<p>84 認定を受けた日本語教育機関は自己点検や情報公表に継続的に行うとともに、国は、認定後も教育の水準が維持されるよう、認定を受けた日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し定期報告を求め、課題が認められ必要な場合には、指導改善を求めるとともに、必要な勧告及び命令、認定の取り消しまでの段階的な是正措置を講ずることなどを検討する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」において、文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令などの段階的な是正措置を行えることとした。</p>
<p>85 ②日本語教師の新たな資格制度</p>		
<p>86 日本語教師の処遇改善や社会的認知を高め活躍できるよう、国が実施する試験に合格し、実践的な研修を修了した者が国の登録を受け、教師自らのキャリアを社会に証明できるよう、新たな資格制度を創設する。一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師が、国に登録した「登録日本語教員」として、専門人材の資格として国の登録を得て社会に証明できるよう法的効果を持つものとして検討を行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定め、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る登録日本語教員の制度を盛り込んだ「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が、令和5年5月に成立した。これを受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において検討を行い、令和5年中に政省令等を策定した。</p>
<p>87 「登録日本語教員」となることを希望する者は、必要な知識及び技能について国が行う試験に合格し、かつ、必要な実践的な能力を身に付けさせるために行う実践的な研修を修了することで、国の登録を受けることができることとする。国の登録を受けた日本語教師養成機関の課程を修了した者は、試験の一部を免除することができることとする。</p> <p>前述の認定日本語教育機関においては、一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師として国に登録された「登録日本語教員」を配置する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」において、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができることとした。</p> <p>また、文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除することとした。</p> <p>認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、登録日本語教員でなければならないこととした。</p>

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
88 資格化に当たり、現状や社会環境などを踏まえた検討が必要であり、十分な移行期間とともに、現職日本語教師に対する教育実習の免除や、制度開始前に新制度で求められる必要な知識・技能を習得する養成機関と同等の養成課程を修了した者が講習を受講することで試験の一部を免除する仕組み、養成・実習機関に関する制度移行について十分な経過措置を検討する。	文部科学省	登録日本語教員の経過措置について、法律の施行後5年間は、認定日本語教育機関で日本語教育課程を担当する教員は、現職教員でも可とするほか、修了した養成課程等や日本語教育能力検定試験の合格の有無により、登録日本語教員となるための日本語教員試験や実践研修を一部免除する措置を省令で定め、令和5年12月28日付けで公布するとともに、施行通知等により周知した。
89 ③新たな資格制度の実現に向けた取組の推進		
90 登録日本語教員等が、「留学生」のみならず、「生活者」「児童生徒」「就労者」「難民・避難民」「海外」における指導において必要な知識・技能等を身に付けるための初任者研修、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等に必要の研修を受講し、広く社会で活躍できるよう、資格を取得した後のキャリア形成に資する養成・研修の仕組みを構築し実施する。	文部科学省	現職日本語教師研修プログラム普及事業において、令和5年度は、「留学生」のみならず、「生活者」「児童生徒」「就労者」「難民・避難民」「海外」における指導において必要な知識・技能等を身に付けるための初任者研修、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等に必要の研修を10件採択し実施している。
91 登録日本語教員の質的・量的確保を図るため、「潜在的な」日本語教師の復帰促進のためのオンラインを含めた研修などを検討する。	文部科学省	令和5年度から日本語教師として過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進するため、「必須の教育内容」で昨今追加変更となった教育内容を中心にオンデマンド研修プログラムを開発している。
92 高度かつ専門的な日本語教育の指導法等に関する教育研究などが重要である。第2言語習得のための教授法、評価法、ICT教育、音声指導など日本語教育の専門性の見地からの研究成果が認定日本語教育機関、地方自治体における研修などにおいて活かされるような日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う研修人材育成の拠点を整備する。	文部科学省	令和5年度から大学等での高度かつ専門的な日本語教育の研究成果や地域内の日本語教育の連携・協力体制の仕組みを構築するため、日本語教員養成を行う大学・大学院等を拠点としたネットワークの構築を進めている。令和5年度では、全国各地から5拠点7事業を採択し、今後5年間かけて日本語教員の養成研修の人材育成拠点を整備していく。
93 日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、日本語教師養成を行う大学・大学院等を拠点において、地域における取組の方向性を共有するため、地域の認定日本語教育機関、養成機関、地方自治体における担当部署、経済団体、国際交流団体、NPOなどが参画するネットワークを構築する。	文部科学省	令和5年度から大学等での高度かつ専門的な日本語教育の研究成果や地域内の日本語教育の連携・協力体制の仕組みを構築するため、日本語教員養成を行う大学・大学院等を拠点としたネットワークの構築を進めている。令和5年度では、全国各地から5拠点7事業を採択し、今後5年間かけて日本語教員の養成研修の人材育成拠点を整備していく。

基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
94 全国の日本語教師数・養成機関などの地域差や、養成課程修了者で実際に日本語教師となる者が少ない現状がある一方で、教師不足を課題とする地方公共団体、経済団体、日本語教育機関があるなどのミスマッチの状況等を踏まえ、ネットワークにおいて、養成課程修了者の就職支援や処遇改善につながるよう、域内の課題・ニーズを共有し、必要な専門人材としての日本語教師を確保する取組を推進する。	文部科学省	令和5年度から大学等での高度かつ専門的な日本語教育の研究成果や地域内の日本語教育の連携・協力体制の仕組みを構築するため、日本語教員養成を行う大学・大学院等を拠点としたネットワークの構築を進めている。令和5年度では、全国各地から5拠点7事業を採択し、今後5年間かけて日本語教員の養成研修の人材育成拠点を整備していく。構築されたネットワークにより、地方公共団体、経済団体と日本語教育機関が連携し、必要とする日本語教員の活用が促進、日本語教育の環境が整備が促進される。
95 2 関係省庁との連携協力による制度の活用促進に関する取組		
96 (1) 留学関係		
97 ① 在留資格「留学」付与の要件		
98 出入国在留管理庁においては、留学生を受け入れる日本語教育機関について現在、法務省の告示により定められているところ、法施行後は、法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを在留資格「留学」の付与要件とする。	法務省	我が国の大学、専修学校、各種学校、各種学校に準ずる教育機関のうち日本語教育を受けることを目的として留学の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる日本語教育機関については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)を改正し、留学のための課程の認定を受けることを要件とし、引き続き当該機関で日本語教育を受ける目的で留学の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる場合には、令和11年3月31日までに留学のための課程の認定を受ける必要があるものとする方向で検討中。
99 文部科学大臣が行う日本語教育機関の認定基準の制定や、日本語教育機関の認定の審査に際して、文部科学大臣から法務大臣へ協議する仕組みをつくることで、新制度における教育上の観点からの適切かつ確実な教育を行う認定制度、及び在留管理上の観点からの適切性を確保するための連携体制を具体的に検討する。	文部科学省	「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」において、認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定した。
100 認定後のフォローアップについても、新制度に基づく定期報告等を通じた授業科目の適切性、教員資格等に関する教育上の観点からの対応とともに、入管法上の観点から、「認定日本語教育機関」及び在籍留学生に対し、地方出入国在留管理局を通じた在留管理上の調査(入管法第59条の2)、改善指導等を行うこととする。	法務省・文部科学省	日本語教育機関認定法では、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について文部科学大臣への定期報告を求めるとともに、中央教育審議会の委員による実地視察を行うこととしている。認定日本語教育機関の在籍管理ガイドラインを策定し、違反が疑われるような実態を把握した場合には、当該機関に対して実地調査を行うなど、事実関係を確認した上で、必要に応じて、出入国在留管理庁から文部科学省へ通報するなどの対応を検討している。
101 ② 在外公館、独立行政法人等を通じた情報提供		
102 日本への留学を希望する外国人が適切な日本語教育機関の情報を直接得られるようにするため、認定日本語教育機関の情報は、多言語によるインターネット等を通じて発信するとともに、在外公館(特に留学生担当)、独立行政法人国際交流基金拠点、日本学生支援機構を通じて、各ウェブサイト等において直接発信し、国が作成したリストを広く普及する。	外務省、文部科学省	○認定日本語教育機関の情報の多言語による発信については、令和6年度から随時整備されるウェブサイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を通じて行う予定である。(文科省) ○在外公館、JF海外拠点に対しては、本制度概要の周知を行い、現地の教育省等の行政機関、日本語教育機関や教師会等への案内等を依頼済。今後、制度が運用され、各ウェブサイト等での発信が整い次第、より詳細な制度等について、海外での周知や案内を進める予定。(外務省、国際交流基金)

	基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
103	認定日本語教育機関については、日本への留学の参考となるよう、日本語教育を実施している大学や日本語教育機関への案内を行う。登録日本語教員については、海外の日本語教師のキャリア・パスの参考となるよう、日本語教師会等への案内を行う。	外務省	在外公館、JF海外拠点に対しては、本制度概要の周知を行い、現地の教育省等の行政機関、日本語教育機関や教師会等への案内等を依頼済。今後、制度が運用され、各ウェブサイト等での発信が整い次第、より詳細な制度等について、海外での周知や案内を進める予定。
104	(2)教育関係		
105	①外国人のこどもに対する日本語教育支援における制度活用		
106	増加傾向にある国内の外国人児童生徒に対する日本語教育について、今後、登録日本語教員のうち、特に「児童生徒」向け研修等を受講した者が、小中高等学校における特別な教育課程、夜間中学などにおいて積極的に活用する具体的な仕組み等を検討する。 また、未就学のこどもについて、地方自治体等が実施する親子教室や、幼稚園や保育所、認定こども園での取組等、外国人の日本語学習を含めたこどもへの支援に関する情報発信を行うなどの対応を検討する。	文部科学省	学校における登録日本語教員の具体的な活用方法を今後、検討予定。 未就学のこどもについては、地方自治体等が実施する親子教室や、幼稚園や保育園、認定こども園における日本語教育に関する取組があれば、日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)等の情報発信サイトで紹介することとしている。
107	②海外の日本語教育における登録日本語教員の活用		
108	海外での日本語教育における日本語教師の活用として、登録日本語教員が海外でも活用できるよう、国際交流基金が海外に派遣している日本語教育人材の選考にあたっては、登録日本語教員資格を選考要件の一つとすることを検討する。	外務省	今後、登録日本語教員制度の運用開始に合わせて、登録日本語教員資格を選考要件の一つとする方向で検討中。
109	③在外教育施設における登録日本語教員の活用		
110	在外教育施設に通う日本人児童生徒に対する日本語教育について、登録日本語教員のうち、特に「海外」における指導に関する研修等を受講した者を積極的に活用できるよう海外派遣における対応等を検討する。	文部科学省、外務省	今後、登録日本語教員について周知すると共に、外務省とも連携しながら、各在外教育施設において、必要に応じて、登録日本語教員を活用する仕組みなどを引き続き検討を行う。
111	在外教育施設において日本語教育を実施する場合、現地採用教員の人材育成にあたっては、必要に応じて、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も含め、在外教育施設の学校教育を所管する文部科学省と連携しつつ、対応を検討する。	文部科学省、外務省	在外教育施設からの要望等を踏まえ、同施設の現地採用教員も対象としつつ、海外での日本語教師研修を実施していく。
112	(3)「就労」「生活」関係		
113	①「技能実習」「特定技能」制度における活用		
114	技能実習制度においては、優良な実習実施者・監理団体の基準において、受け入れた技能実習生に対する日本語学習支援として「認定日本語教育機関」を活用していることを加点要素とすることを検討する。 ※現行の関連基準「地域社会との共生」(監理団体) ・技能実習生に対し、日本語学習の支援を行っている実習実施者への支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会を提供している実習実施者への支援(実習実施者) ・技能実習生に対する日本語学習への支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供	厚生労働省、法務省	認定日本語教育機関の運用開始に合わせて、「技能実習制度運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討している。

	基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
115	特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、本邦で日本語学習を希望する者に対し、認定日本語教育機関に関する情報提供を行う。	法務省	認定日本語教育機関の運用開始に合わせて、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討している。
116	増加傾向にある技能実習生等の日本語教育の在り方については、今後の技能実習制度・特定技能制度の見直しにおいて、日本語の習得すべきレベルや負担の在り方などの事業者等の責務を明確化など、日本語教育の在り方等を含めた検討を行い、具体的な方向性をまとめる。	法務省・厚生労働省	<p>本年2月9日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」において、外国人に対しては、以下の試験の合格等を就労開始や特定技能1号、2号への移行の要件としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労開始前(新たな制度):日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)の合格又は認定日本語教育機関等における相当の日本語講習の受講 ○特定技能1号移行時:日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)の合格 ○特定技能2号移行時:日本語能力B1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)の合格 <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用して日本語教育の質の向上を図るとともに、受入れ機関が日本語教育支援に積極的に取り組むためのインセンティブとなる優良な受入れ機関の認定要件等を設ける ○育成就労において必要となる日本語能力を測る試験について、A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や、外国人の十分な受験機会を確保する方策を検討するとともに、母国における日本語学習支援として、日本語教材の開発、現地日本語教師の育成のための日本語専門家等の各国への派遣、日本語教材購入助成等の支援の実施等の取組を進める <p>をそれぞれ受験させるものとすることや、受入れ機関による支援のインセンティブとなるよう、受け入れた外国人の日本語能力試験等の合格率など日本語教育支援に積極的に取り組んでいること等を確認するような要件を、優良な受入れ機関の認定要件とすると示している。</p> <p>今般、上記政府方針等の内容を踏まえ、3月15日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を第213回国会に提出したところ。</p>
117	②高度外国人受入れにおける制度活用		
118	日本で活躍する専門性を有する高度外国人材を獲得するため、熟達した言語使用者など一定の習得レベルを提供する認定日本語教育機関を修了した専門的、技術的分野の外国人が我が国に定着するよう、認定日本語教育機関の活用等について検討する。	法務省	高度な日本語能力を活かし「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格のもとで在留を希望する外国人に対して、認定日本語教育機関の周知を行っていく。
119	③認定日本語教育機関との連携による取組の促進		
120	<p>地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業、民間団体等との連携による「生活者」を対象とした日本語学習会の提供を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、専門性を有する日本語教育機関と連携して行う「生活者」向け日本語教育プログラムの開発・提供などの取組支援を行う。特に、「日本語教育の参照枠」、「生活 Can do」(令和4年文化審議会国語分科会報告)等を踏まえた A1～B1 レベルの日本語教育プログラムの開発・提供に関する取組を推進する(加算)。 ・域内の生活者のニーズを踏まえ、空白地域などにおける同時かつ双方向のオンライン教育を含めた取組を支援する。 	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」においては、専門性を有する日本語教育機関と連携して「生活者」向け日本語教育プログラムの開発・提供などの取組を引き続き支援するとともに、補助事業者に対し、通常、補助対象経費の2分の1の額を補助しているところ、「日本語教育の参照枠」、「生活 Can do」(令和4年文化審議会国語分科会報告)等を踏まえた A1～B1 レベルの日本語教育プログラムの開発・提供に関する取組を推進するため、当該プログラムを実施する補助事業者に対しては、当該経費の3分の2の額とした加算措置による補助を実施した。 ・空白地域を対象としたオンラインによる日本語教育の事例を文化庁主催の空白地域解消推進セミナー等で共有するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業において空白地域を含む市区町村に対するオンラインを活用した日本語教育の取組を支援した。
121	④「日本語教育の参照枠」を活用した教育カリキュラム開発・普及、現職日本語教師研修等		

	基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
122	「日本語教育の参照枠」(令和3年文化審議会報告)を踏まえた「留学」「就労」「生活」カリキュラム、評価手法、教材、研修プログラム等のモデル開発・普及を推進する(認定日本語教育機関における活用を想定)。	文部科学省	「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業により、令和4～5年度で、生活・留学・就労分野での教育モデルの開発を実施しておりモデルカリキュラムの概要については文化庁ホームページで公開を行っている。令和6年度には、令和5年度事業の成果物である報告書及びモデルカリキュラムを公開予定であるほか、令和6年度事業として令和5年度までに開発されたモデルカリキュラムを普及するための取組(教師研修等の普及)を実施予定である。
123	現職日本語教師向け「就労」「生活」向けのプログラムの指導等に関する日本語教師研修事業を推進する。「就労」「生活」研修受講者については、地方自治体、経済団体、外国人の就労支援関係団体等において活用されるような情報発信の在り方を検討する(登録日本語教員の初任者向け教師研修を想定)。	文部科学省	現職日本語教師研修プログラム普及事業において、令和5年度は、就労者に対する日本語教師初任研修を3件、「生活者としての外国人」に対する日本語教師初任研修を1件採択し実施している。
124	身分に基づく在留資格の外国人等を対象とした外国人就労・定着支援事業等において、認定日本語教育機関や登録日本語教員について、その普及や養成の動向等も踏まえながら、これらの活用を検討する。	厚生労働省	令和6年度の外国人就労・定着支援事業の仕様として、主任講師について「可能な限り「登録日本語教員」資格取得者とするよう努めること」を規定している。令和7年度以降も「登録日本語教員」の養成の動向等を踏まえて更なる活用を検討する。
125	⑤「認定日本語教育機関」等の情報提供		
126	法務省、文部科学省、厚生労働省などの各種会議・シンポジウム等を通じて、「生活者」「就労者」向けの地域日本語教育の取組の周知を行い、地方公共団体、国際交流団体、経済団体、民間団体等との連携協力を促進する。 ・地方公共団体と受入環境調整担当官間の会議・研修	法務省	文化庁に対し、「認定日本語教育機関」等の情報提供に資する地方公共団体と受入環境調整担当官間の会議等の予定について情報共有を行った。今後、文科省からの求めに応じて、地方公共団体と受入環境調整担当官間の会議・研修において「認定日本語教育機関」等の情報提供を行う予定。
127	・外国人労働者問題啓発月間等を通じた周知	厚生労働省	外国人労働者を雇用する各企業の雇用労務責任者等を対象とした講習において、地域日本語教育の取組等について周知を図る。(令和6年3月から講習を開催予定) 認定日本語教育機関の認定の動向等に応じて、認定日本語教育機関等の周知を図る。
128	・文化庁・地方自治体日本語教育担当者向けの研修等を通じた周知	文部科学省	都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修等の機会に日本語教育機関認定法の制度の周知を行った。
129	「認定日本語教育機関」の情報をFRESCで活用し、また地方公共団体の一元的相談窓口をはじめとする関係機関に対して情報提供を行う。	法務省	文部科学省からの求めに応じて、「認定日本語教育機関」のリストをFRESC内各機関に対して情報提供する予定。 文部科学省からの求めに応じて、地方公共団体の一元的相談窓口をはじめとする関係機関に対して情報提供を行う予定。
130	全国の外国人多言語相談窓口	法務省	文部科学省からの求めに応じて、地方公共団体の一元的相談窓口をはじめとする関係機関に対して情報提供を行う予定。
131	外国人雇用サービスセンター、ハローワークにおいて、新たな日本語教育の制度及び認定された日本語教育機関等に関する情報を提供し、広く周知を図る。	厚生労働省	外国人労働者雇用事業所や外国人求職者を対象に、外国人雇用サービスセンターやハローワークにおいて、認定日本語教育機関の認定の動向等に応じて、新たな日本語教育の制度及び認定日本語教育機関等の情報の周知を図る。(認定日本語教育機関の認定が開催される令和6年度秋頃から開始予定)
132	新たな日本語教育の制度及び認定された日本語教育機関等に関する情報を、地方公共団体の多文化共生担当部署に対し提供し、広く周知を図る。	総務省	地方公共団体の多文化共生部署等の職員が集まる会議、研修等の場等において、新たな日本語教育の制度等について周知している。
133	研修、学習・生活支援において有用なボイストラ等多言語音声翻訳技術について、その活用に関する情報を認定日本語教育機関等に対し提供し、広く周知を図る。	文部科学省、総務省	生活指導等における多言語音声翻訳技術の補助的な活用について、認定日本語教育機関に周知することを検討する。

	基本方針等における記載事項	担当省庁	施策の推進状況等(成果、課題等を含む)
134	高度外国人材活躍推進ポータルでは、高度外国人材の採用や入社後の活躍推進に関連する各省庁や公的機関の情報を集約・提供している(例:新型コロナウイルス対策関連情報、高度外国人材の採用イベント、企業向けの普及啓発講座、都道府県別の公的機関の取組や窓口紹介など)。「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、各省庁や公的機関からの依頼に基づき日本語教育推進に資する情報を掲載し、広く周知を図る。	経済産業省	・高度外国人材活躍推進ポータルに各省庁や公的機関からの依頼に基づき海外人材向けの日本語教育推進に資する情報を掲載し周知を実施している。加えて「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の公布を受け企業向けの日本語教育の情報を新たに掲載した。
135	3 制度実現に向けた基盤整備		
136	①日本語教育に係る一元的な情報発信－日本語教育のDX化－		
137	日本語学習を希望する者や、質が確保された認定日本語機関等との連携を希望する者に対し、制度開始後には、多言語による認定日本語教育機関の情報発信、指定教育実習実施機関、指定日本語教師養成機関、登録日本語教員の情報などの必要な情報がオンライン上も含めてアクセスしやすくなるような仕組みを構築する。その際、申請などの業務負担軽減、効率化の観点から各種申請を電子上で行うシステム構築について検討する。	文部科学省	登録日本語教員の登録の他、日本語教育機関の認定、実践研修機関、日本語教員養成機関の登録に係る各種手続きのオンラインでの申請受付や、認定日本語教育機関についての多言語での情報発信等のためのポータルサイトとして、「日本語教育機関認定法ポータル」を令和6年度中に稼働開始予定である。
138	デジタル技術を活用し、資格化に必要な試験システムの整備や、マイナンバーカードを活用した日本語教師の登録、登録後の研修履歴等の記録・管理、養成・実習機関等の登録などの諸手続きについて電子申請などが可能となるシステムを整備する。	文部科学省	令和5年度の日本語教員試験の実施に向けた試行試験において試験システムを構築した。また、登録日本語教員の登録等の諸手続きをオンラインで受け付ける「日本語教育機関認定法ポータル」を令和6年度中に稼働開始予定である。マイナンバーカードの活用については、デジタル庁と協議を進めているところである。
139	②ICT教育の推進		
140	日本語教育関係者に対し、日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS:Nihongo Education contents Web sharing System)なども含めた教育コンテンツの一元的発信の仕組みの改善・充実を図る。認定日本語教育機関の多言語情報とともに、登録日本語教員、ボランティアなどの日本語学習支援者の自己研鑽などにつながる授業実践などの動画素材などの提供を行うため、関係省庁、大学、研究機関、国際交流協会、日本語教育機関、地方公共団体等が提供する好事例となる日本語教育コンテンツを国内外の多くの者が活用できるよう収集し、一元的に提供する「日本語教育に関する多言語情報発信サイト」を構築する。	文部科学省	日本語教育機関が持っている日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の運用及び新規コンテンツの登録を都度行っている。また、各種手続きのオンラインでの申請受付や、認定日本語教育機関についての多言語での情報発信等のためのポータルサイトとして、「日本語教育機関認定法ポータル」を令和6年度中に稼働開始予定である。
141	サイトにおいて、在留外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「つなひろ」に関して「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を踏まえた動画コンテンツの充実など、日本語学習教材の充実を図り、オンライン上での研修などを推進する。	文部科学省	日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ)の充実を図り、「生活 Can do」を踏まえて、令和5年度までに18言語に対応した動画を掲載しており、令和5年度のアクセス数は150万前後になる見込みとなっている。また、「つなひろ」の活用セミナーをオンデマンドで実施し、活用促進を図るとともに、オンラインによる日本語教育機会の提供を推進した。